

基本利用料金(2021年8月1日～)

所得区分	要介護度	1日あたりの利用料						月間利用料
		介護サービス費			居住費	食費	日額合計	30日計算
		3割	2割	1割				
第1段階 生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	要介護1～5			500	820	300	1,620	48,600
第2段階 市民税非課税世帯、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下	要介護1～5			500	820	390	1,710	51,300
第3段階① 市民税非課税世帯、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下	要介護1～5			820	1,310	650	2,780	83,400
第3段階② 市民税非課税世帯、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下		820	1,310	1,360	3,490	104,700		
第4段階 市民税世帯課税の方	要介護1	2,044	1,363	681	2,300	1,750	4,731	141,930
	要介護2	2,257	1,504	752	2,300	1,750	4,802	144,060
	要介護3	2,486	1,657	829	2,300	1,750	4,879	146,370
	要介護4	2,702	1,802	901	2,300	1,750	4,951	148,530
	要介護5	2,912	1,942	971	2,300	1,750	5,021	150,630

※ 上記介護サービス費(第四段階は除く)は、高額介護サービス費に基づいて計算しています。
また、日額合計及び月額利用料は1割負担の場合で計算しています。※青字は変更箇所

・ 上記金額には、介護サービス費、個別機能訓練体制加算、精神科医による療養指導加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、夜勤職員配置加算、日常生活継続支援加算、口腔衛生管理加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、自立支援促進加算、科学的介護推進体制加算、安全対策体制加算、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)が別途必要です。(対象者のみ)

・ 入院・外泊時費用

入院または外泊をされた場合には、決められた介護サービス費(入院・外泊後6日間、1日あたり257円)及び1日あたり2,300円の居住費をご負担いただきますので、ご理解下さい。

※ おおよその費用になります。

その他(日常生活費等)

行事参加費、理美容代など

項目	内容	料金
特別な食事	行事食等の特別な食事時に別途かかる費用	実費相当額
娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費として、材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額 (例 お花代660円)
理髪代	提携している業者が行う理美容サービス	業者設定額
通信費	電話・はがき・切手・FAX等に必要な費用	実費相当額
おやつ・飲み物代	おやつ、飲み物費用(コーヒー・紅茶・お茶等)	220円/日
その他	日常生活上必要な諸経費	実費相当分

※ 居室及びユニット内の電気・水道・ガスの使用料金は含まれています。

◇費用サンプル 八戸ノ里 花子さん(女性85歳)の場合

現在の収入は年金のみ 介護度は要介護3
区分は第2段階

花子さんの現在の収入は年金のみで、年間受給額は約80万円程度。介護保険の負担割合は1割、前年の収入を基準にした減額制度によりサービス費のご利用者負担は第2段階です。サービス費、居住費、食費、その他の費用も含めて月額約6万円程になります。

※医療費、行事参加費は実費負担になりますので含まれていません。
※おおよその費用になります。

■概算費用(月額)

サービス費	15,000円
居住費	24,600円
食費	11,700円
その他(飲み物+おやつ代)	6,600円

合計 57,900円